

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩国市	尾津地区(尾津集落)	令和3年3月23日	令和5年3月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	128.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	64.9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	62.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	59.6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.8 ha

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・今後、高齢化により栽培中止ほ場が増加すると考えられるため、新規就農者の受け入れ体制づくりが必要。
- ・尾津地区は、レンコンの主産地のため面積拡大には、掘り子の安定的な確保が必要。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・中心経営体である認定農業者11名を中心に担っていき、新規参入を促進して、新規参入者にも農地を集積・集約化する。
- ・今後の方向性を地域で話し合う場を設ける。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	13人		45.6 ha		46.4 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地中間管理機構の活用方針】

中心経営体の認定農業者や新規就農者が、円滑に農地を借り受けるため、農業をリタイア・経営転換する人は、なるべく農地中間管理機構を活用する。

【新規就農者の受入れ方針】

新規就農者の受入れ体制(募集～研修～就農)を整備する。

【担い手確保の方針】

中心経営体の規模拡大のため、掘り子の確保体制を整える。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。